



保険・年金・税



国民健康保険制度

市民課 ☎50-1228

✿ 加入しなければならない人

お勤め先の健康保険などに加入している人、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人を除いたすべての人が国民健康保険の加入者になります。

✿ 手続きは14日以内に届出をしてください。

届出の内容	届出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	香取市に転入したとき
	お勤め先の健康保険をやめたとき
	健康保険の扶養でなくなったとき
	子どもが生まれたとき
	生活保護を受けなくなったとき
国民健康保険をやめるとき	香取市から転出するとき
	お勤め先の健康保険に加入したとき
	健康保険の被扶養者になったとき
	加入者が亡くなられたとき
	生活保護を受けるようになったとき
その他	世帯主変更、市内転居などのとき
	修学のため他市町村に転出するとき
	施設に入所するため他市町村に転出するとき
	保険証をなくしてしまったとき

個人番号カードまたは通知カード(※1)
+ 本人確認書類(※2)

保険・年金・税

※1 個人番号カード、通知カードは申請者と該当者のものがが必要です。

※2 公的機関が発行する運転免許証やパスポートなど顔写真付きの証明書

国民健康保険で受けられる給付

✿ 医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合

義務教育未就学前…2割負担

義務教育就学後から70歳未満…3割

70歳以上74歳まで…2割負担(現役並み所得者は3割になります)

✿ 高額療養費

1カ月の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。また、70歳以上の自己負担割合が2割で課税世帯の人は1年間(8月～翌年7月)の外来の医療費が年間限度額を超えたときも、限度額を超えた分が支給されます。該当した場合は勧奨通知を郵送しますので申請してください。

● 高額医療・高額介護合算療養費

1年間(8月～翌年7月)の医療費の自己負担と介護保険制度のサービス利用料を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、高額介護合算療養費として支給されます。該当した場合は勧奨通知を郵送しますので申請してください。





保険・年金・税

●療養費

次のような場合、治療に要した費用を全額支払ってから申請して認められたとき、自己負担額を除いた額が療養費として支給されます。

- ・やむを得ない理由で保険証を持たずに治療を受けたとき
- ・医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具
- ・医師が必要と認めた手術などで生血を輸血したとき
- ・医師が必要と認めた、はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき
- ・海外に渡航中、治療を受けたとき

●出産育児一時金

国保加入者が出産したとき、出産費42万円(産科医療保障制度に非加入の医療機関の場合40万4千円)が支給されます。

●葬祭費

国保加入者が亡くなったとき、その葬儀を行った人に対して葬祭費5万円が支給されます。

●限度額適用認定証・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証は医療機関ごとの医療費の窓口負担が自己負担限度額までとなります。

標準負担額減額認定証は食事療養費の窓口負担が軽減されます。認定証の交付には申請が必要になります。

●特定疾病療養受療証

人工透析が必要な慢性腎不全・血友病・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の治療には、申請により特定疾病療養受療証が交付されますので、窓口負担が1カ月1万円(人工透析者で70歳未満の上位所得者は2万円)になります。

●交通事故や傷害事件にあったとき

交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)から受けた傷病の治療は原則として加害者が全額負担すべきものですが、国民健康保険証で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出する必要があります。

✿保健事業

●早期・特定健康診査

生活習慣病の早期発見・予防を目的として20歳以上75歳未満の国民健康保険加入者を対象に健康診査を実施します。

受診方法は、保健センターなどで行う集団健診と指定医療機関で行う医療機関健診があります。

●短期人間ドック費用の助成

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入1年以上の人を対象に医療機関で定めた検査費用の7割(上限2万円)を市で負担いたします。受診前の申請が必要です。健康診査との両方の受診はできません。

✿ジェネリック医薬品(後発医薬品)

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分を持つ医薬品です。

一般的には先発医薬品より安価で自己負担額の軽減につながり、効き目や安全性は先発医薬品とほぼ同等です。

希望する場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

後期高齢者医療制度

市民課 ☎50-1228

●対象者

- ・75歳以上の人
- ・65歳以上75歳未満で一定の障害があると認定された人(生活保護を受給している人を除きます)

●保険証の交付

75歳の誕生月の前月末までに、簡易書留にて郵送します。また、転居や氏名の変更があるときは、概ね1週間後に保険証が簡易書留にて郵送されます。

●保険証の更新

保険証の有効期限は毎年7月31日までとなります。8月

からの保険証は7月末までに簡易書留にて郵送します。

●保険証などの再交付

保険証などを紛失、汚損したときは再交付の手続きが必要です。印鑑と顔写真入りの公的機関発行の身分証明書をお持ちください。顔写真入りの公的機関発行の身分証明書が確認できないときは申請書の受付後、簡易書留にて郵送します。

●医療費の自己負担割合

同じ世帯の被保険者の所得や収入に応じて1割または3割となります。

ギフトショップ

エリアマップ4図 C-2

全国宅配承ります。宅配料が無料の商品もございます。

サラダ館 香取小見川店

ちょっとした御礼・御祝・ご不幸のお返しなど1個から、のし包装・挨拶状もOKです。

■香取市野田43
■TEL:0478-82-1088 ■FAX:0478-82-3851
■定休日/第1・3水曜
・(株) オフリアル「サラダ館 小見川」で検索!

P あり



● 医療費と食事代

同一月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。(高額療養費)

なお、市民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」、3割負担で市民税課税所得が690万円未満の人は「限度額認定証」を保険証とともに医療機関の窓口に提示することであらかじめ上限まで支払いを抑えることができます。その他の人は保険証のみで上限まで支払いを抑えることができます。

また、非課税世帯の人は入院の際に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口で提示することで食事や生活に要する費用が減額されます。

● 外来医療費の1年間の上限

自己負担割合が1割で課税世帯の人は、1年間(8月から翌年7月)の外来の医療費が年間限度額を超えたときは、定められた限度額を超えた分が支給されます。該当になったときは、広域連合から通知されます。

● 高額医療・高額介護合算療養費

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯で、1年間(8月から翌年7月)の医療および介護の自己負担額の合計が限度額を超えたときは、申請して認められた分が支給されます。該当になったときは広域連合から通知されます。

● 特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病(※1～3)の場合、医療費の限度額は一つの医療機関につき月額1万円となります。この場合「特定疾病療養受領証」が必要となりますので窓口で申請してください。

- ※1 人工臓器を実施している慢性腎不全
- ※2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固因子障害の一部
- ※3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限ります。)

● 療養費

診療に要した費用の全額を支払ったときは、申請して認められると自己負担額を除いた額が後から療養費として支給されます。

- ・医師が治療上必要と認めて作成した治療用装具の費用
- ・医師が必要と認めて施術を受けたはり、きゅう、マッサージの費用
- ・医師が必要と認めて保存血ではなく生血を輸血し、血液提供者へ支払った生血代(親族の場合、対象外)
- ・海外で治療を受けたとき(治療目的の渡航を除く)

● 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に葬祭費5万円が支給されます。

● 交通事故にあったとき

交通事故など第三者の行為によって病気、けがをした場合には警察だけでなく、市民課にも届出をしましょう。

第三者の行為による病気、けがの治療に保険証を使用する場合は広域連合からの許可が必要です。

※加害者から医療費を受け取ったり、示談で済ませてしまったりすると、事故による症状について保険証が使えなくなることがありますのでご注意ください。

✿ 後期高齢者医療健康診査

生活習慣病の早期発見と健康の保持・増進のため、無料で健康診査を受診できます。健康診査は市が契約している医療機関で受診する医療機関健診と市内公共施設で行う集団健診のどちらかを受診することができます。

✿ 歯科口腔健康診査

歯や口腔内の健康の維持・改善のため、無料で歯科口腔健診を受診できます。対象は前年度に75歳になった人です。

✿ 保険料の算定

被保険者一人ひとりに保険料を納付していただきます。保険料の基準は2年ごとに見直されます。

保険料は全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額になります。

● 保険料の軽減

所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて、保険料の均等割額が軽減されます。(平成31年度以降、軽減特例が段階的に廃止となります)

また、制度加入前に被扶養者だった人は、被保険者の資格を得た月から保険料の所得割額の負担はなく、均等割額も2年を経過する月まで5割軽減されます。

● 保険料の納め方

年金が年額18万円以上、かつ後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金額の2分の1を超えない人は年金からの天引(特別徴収)となります。それ以外の場合は口座振替や市から郵送される納付書で窓口や金融機関、コンビニエンスストア、クレジットカードにて納付をします(普通徴収)。普通徴収の人の納期は7月から翌年2月までの8回です。

なお、特別徴収の人は申し出により口座振替に変更することができます。

● 保険料を滞納したとき

納付が困難な場合は、滞納のままにせず早めに市民課へご相談ください。

● 送付先変更

保険証や後期高齢者医療保険についての通知は原則住所地への発送となりますが、申し出により住所地以外に発送することができます。ただし、本人以外に発送する場合には委任状が必要です。





保険・年金・税

国民年金

市民課 ☎50-1228

佐原年金事務所 ☎54-1442

国民年金とは

日本に住む20歳以上60歳未満の人には、外国人を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられています。

種類	対象者
第1号被保険者	自営業・農業・学生・フリーアルバイター・無職の人など(20歳～60歳未満)
第2号被保険者	会社員・公務員 (厚生年金などに加入の人)
第3号被保険者	65歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者 (20歳～60歳未満)

市役所で行う届け出

届け出するとき	必要なもの
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者とその扶養になっている配偶者を除く)	資格取得届、印鑑(朱肉をつけるもの。本人届出の場合不要。)
勤め先を退職したとき	年金手帳、退職日・資格喪失日を証明する書類
配偶者の扶養からはずれたとき	年金手帳、扶養からはずれた日を証明する書類
年金手帳をなくしたとき	印鑑(朱肉をつけるもの)、本人確認書類(免許証、パスポートなど) ※佐原年金事務所でも届け出可
付加年金に加入・脱退するとき	年金手帳、本人確認書類(免許証、パスポートなど)
任意加入するとき(海外転出するとき、60歳を過ぎて加入するとき)	事前にお問い合わせください。

保険料の納付

国民年金の保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。老齢基礎年金を受給するためには、保険料を納めた期間と保険料を免除された期間が最低10年(120月)あることが必要です。

日本年金機構から送付される納付書により金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどで納付してください。

免除制度

所得が少なく保険料を納付することが困難な場合は、免除または猶予される制度があります。申請日から2年1月前までさかのぼって申請できます。申請が遅れると障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、必ず手続きをしてください。

● 全額免除、一部免除(3/4免除、半額免除、1/4免除)

本人、配偶者、世帯主の所得が一定の基準に該当した場合、申請により保険料が全額または一部免除されます。

なお、退職・失業された人は、退職者の本人の所得が審査の対象外となる特例制度があります。

● 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定の基準以下の場合、申請により在学中の保険料が猶予されます。

● 納付猶予制度

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年の所得が一定基準以下の場合、全額猶予となります。

● 法定免除制度

本人が1級または2級の障害年金を受給している場合、日本国籍で生活保護の生活扶助を受けている場合、国立および国立以外のハンセン病療養所で療養している場合は、届出により保険料の納付が免除となります。

● 産前産後期間の保険料免除制度

本人が出産(※1)を行った際に、届出により出産前後の一定期間(※2)の保険料については納付することを要せず、当該期間は保険料納付済期間に算入されます。

※1 出産の範囲：妊娠4カ月以上の分娩(死産、流産、早産を含む)

※2 出産前後の一定期間：出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

保険料の追納

免除、猶予の承認期間は、全額納付と比べると年金の受給額が少なくなります。承認を受けた月以降10年以内に限り保険料を納められます。詳しくは、佐原年金事務所へお問い合わせください。



❖ 年金の種類と給付内容

● 老齢基礎年金

原則として10年以上の受給資格期間を満たした人が65歳になったときに支給されます。

● 障害基礎年金

障害の原因となった病気やけがの初診日が、国民年金加入期間、20歳前、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の人で年金制度に加入していない期間(老齢基礎年金を繰り上げ受給している人を除く。)のいずれかの間にある場合で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にある人に支給されます。

※障害者基礎年金を受けるためには、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていること(保険料納付要件)が必要です。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件はありません

(1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること

(2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

● 遺族基礎年金

国民年金の加入者や受け取る資格のある人が死亡した場合で、18歳到達年度の末日までにある子(障害者は20歳未満)がいる配偶者または子に支給されます。

● 寡婦年金

老齢基礎年金を受けられる夫が年金を受けずに死亡した場合に、10年以上婚姻関係のあった妻に、60歳から65歳になるまで支給されます。

● 死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が年金を受けずに死亡し、遺族が遺族基礎年金や寡婦年金を受けられないときに支給されます。

● 年金生活者支援給付金

次の①②に該当する人に対し、福祉的な給付措置として、年金に上乗せして支給されます。詳しくは、佐原年金事務所へ問い合わせください。

①公的年金などの収入金額と一定の所得との合計額が、一定の基準以下の老齢基礎年金などの受給権者

②所得が一定基準以下の障害基礎年金または遺族基礎年金の受給権者

税金

税務課 ☎50-1242

債権管理課 ☎50-1205

市税



❖ 市民税

市民税には、個人市民税と法人市民税があります。

個人市民税は、その年の1月1日現在、市内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった人に課税されます。個人市民税には、皆さんに直接納めていただく普通徴収と、給料や年金から引き落とされる特別徴収とがあります。

法人市民税は、市内に事務所や事業所がある法人に課税されます。

❖ 個人市民税の申告

個人市民税の申告書は、市県民税や国民健康保険税を計算するための資料となるばかりでなく、さまざまな目的で市の発行する証明を必要とする場合にも使われますので、所得があった人も、なかった人も3月15日までに必ず申告してください。

申告書は、例年2月上旬にお送りしますが、届かない場合には、税務課までお問い合わせください。ただし、所得税の確定申告をする人や、前年中の所得が給与だけで、勤務先から給与支払報告書の提出がある人は、申告の必要はありません。

❖ 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。

税額は、固定資産課税台帳に登録された価格(課税標準額)に1.4%の税率をかけて算出した額です。また、都市計画法に基づく「用途地域」「下水道認可区域」「都市計画道路沿線」と、これらに連たんする区域には、都市計画税が併せて課税されます。

❖ 軽自動車税

毎年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪などの小型自動車を所有している人に課税されます。バイクなどを購入したときや譲り受けたとき、または廃車するときや市外へ転出するときなどは必ず、登録または廃車の申請をしてください。

❖ 国民健康保険税

国民健康保険に加入した人は、保険税を納めなければなりません。保険税は、国、県、市の補助金などとともに国保加入者の医療費を支払うための大切な財源です。

税理士 エリアマップ1図 C-1

あなたの事業と家族を守りたい

佐原税理士法人北オフィス

経営アドバイス、節税相談、起業・開業支援。会社を発展させるアドバイザーとして、会社の発展に寄与する会計事務所でありたいと願っております。

■香取市北3-8-6 MULEビル3F
■TEL:0478-52-2511
■URL: <http://www.sato-fnc.jp/>



P あり





保険・年金・税

納付場所

市役所または各支所

金融機関

京葉銀行・みずほ銀行・三菱UFJ銀行・千葉銀行・千葉興業銀行・千葉信用金庫・銚子信用金庫・佐原信用金庫・銚子商工信用組合・佐原農業協同組合・かとり農業協同組合の各支店

ゆうちょ銀行・郵便局(関東各都県・山梨県内)

コンビニエンスストア(納付書の裏面に記載。詳しくはお問い合わせください)

クレジットカード納付(手数料が掛かります。詳しくはお問い合わせください)

納税に便利な口座振替

市税などの納税に口座振替を利用すると、納期限日に預金口座から自動的に引き落とされるので大変便利です。希望する人は、預金通帳と通帳印を持参のうえ、金融機関に備えてある口座振替依頼書に必要な事項を記入し、お申し込みください。郵便局も利用できます。

市税の納期

市県民税	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税
6月、8月、10月、1月	4月、7月、9月、11月	5月	7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月

※各月の末日が納期限となります。末日が閉庁日の場合、翌開庁日となります

※国民健康保険税12月納期限は28日となります。28日が閉庁日の場合、翌開庁日となります

税金の滞納

税金を納期限までに納めない場合、督促状や催告書が送付されます。そのままにしておくと財産(不動産、給与、預貯金、生命保険など)を差し押さえられるなど、滞納処分を受けることになります。納期限の翌日から延滞金が加算されます。

市税の減免

災害、その他の理由で税金を納めることができない場合、その事情に応じて税額免除や減額の制度がありますのでご相談ください。

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産課税台帳の縦覧は、毎年4月に行います。

縦覧のできる人は、納税義務者、納税管理人および代理人です。代理人の場合は、委任状および代理人の身分証明が必要です。

縦覧場所は、税務課または各支所税務担当部署です。

市税などに関する証明

市税に関する証明が必要なときは、本人が申し出てください。代理人の場合は委任状および代理人の身分証明が必要です。

証明書の種類	手数料	必要なものなど
所得証明書	1通300円	・印鑑 ※法人の場合は、会社の代表者印・請求者の身分証明書(運転免許証、個人番号カードなど)
市県民税課税証明書		
納税証明書		
未納のないことの証明書		
固定資産評価証明書	1枚300円	・上記のものと次のものが必要 ・自賠責保険証書(コピー不可) ・自動車を確認する書類(車検証・抹消登録証明書など)
固定資産公課証明書	※証明書用紙1枚増すごとに100円追加	
固定資産課税台帳記載事項証明書	1件200円	
固定資産税課税台帳・名寄帳の閲覧	1件300円	
法人所在証明	①普通車用 ②軽自動車用	無料
臨時運行許可証(仮ナンバー)	750円	
軽自動車税納税証明書	無料	—

郵便・電話予約による市税に関する証明書の申請

詳しくは、64ページをご覧ください。

税理士

エリアマップ4図 D-3

税務のことならお任せください

伊藤誠一税理士事務所

親身になって相談をお受けいたします。
お気軽にご連絡ください。

■香取市小見川839-2 朝日テナントビルC号
■TEL:0478-80-0311 ■FAX:0478-80-0312
■営業時間/9:00~17:30 ■定休日/土曜、日曜、祝日
千葉県税理士会 佐原支部

P あり